



してください。支払猶予申請書に記入し、添付書類と一緒に福祉事務所へ提出してください。

(申請書は各福祉事務所に用意してあります。)

○添付書類

- ・給与明細・・・新型コロナウイルス感染症の影響により就労収入減となったことがわかる給与明細、新型コロナウイルス感染症の影響がない時点の給与明細  
各1部

※給与が毎月大きく変動する場合は複数月分提出し、平均値にて比較します。(自営業などで給与明細がない場合は、店舗等の収支がわかる書類等を添付)

※大幅な就労収入減も無く特に生活に影響がないと判断される場合は支払猶予不承認となる場合があります。

<注意事項>

- ・承認された場合は、申請のあった月の翌日から最長1年間猶予します。
- ・申請時点で滞納がある場合、支払猶予申請はできません。ただし、その滞納が新型コロナウイルス感染症の影響によるものである場合は、就労収入減となったことがわかるもの(給与明細書等)を添付し、それが適切なものであれば、この限りではありません。
- ・新型コロナウイルス感染症が収束し、就労収入等、生活に改善があった場合は、速やかに福祉事務所へ連絡ください。

【各福祉事務所一覧】

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/06/1528763959.pdf>

■ 6月 の 予 定 -----

◆ 「YELL ながさき定期法律相談」

6月16日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

担当は池内愛弁護士（長崎県弁護士会所属）です。

池内愛法律事務所ホームページ

<http://ai-lo.com/>

※日程等合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。まずはお問合せください。

■ 編 集 後 記 -----

◆ 恵みの雨

今年は早い梅雨入りでしたね。

シトシト降り続く雨の中、アジサイや多くの植物たちが、生き活きと呼吸し、水を張った田んぼの稲もグングン育っていきます。

森や大地に蓄えられた養分は海へと届けられ、豊かな森と豊かな海の恵みで私達は生かされています。

ジメジメしますが、1年でも大切な時期なんですね。

つつい人間中心になりがちな私達ですが、この時期だけでも自然に寄り添い自然に合わせて生きる視点に戻ってみてはいかがでしょうかでしょう。

最後まで読んでいただいていたありがとうございます。